

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1111））

2. 日 時：平成30年7月6日 10時00分～12時10分

13時30分～17時30分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、名倉安全管理調査官、義崎管理官補佐、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、秋本安全審査官、関根安全審査官、高木安全審査官、田尻安全審査官、土野技術参与

（検査グループ専門検査部門）

早川上席原子力専門検査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他25名

東北電力株式会社：東北電力株式会社：原子力品質保証室 課長 他5名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他8名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他4名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 安全・品質保証室 主任 他4名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力品質保証） 副長 他5名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他6名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、6月8日、11日、19日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係るブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置の設計方針（閉止装置）関係、品質保証関係、燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書関係、発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書関係、要目表について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【ブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置の設計方針（閉止装置）関係】

○加振試験結果におけるチェーン破損無し状態での扉の移動量については、電動機ブレーキの滑りとチェーンの伸びとの関係进行评估すること。

○チェーンの構造弱部を排除する対策としてオフセットリンクを用いないとのことであるが、排除しても支障がないことを説明すること。

○閉止装置において強度評価した結果、チェーンの他に裕度の低い部品（スプロケット軸）を変更するとのことであるが、詳細な構造図を示し、説明すること。

【品質保証関係】

○品質保証プロセスの対象となる調達管理の考え方について整理して説明すること。

- 各設計の妥当性確認プロセスにおけるレビューと承認の主体と対象が不明瞭なので整理して説明すること。
- 各設計の妥当性確認プロセスにおいて、異なる分野間の横断的な確認をどのようなプロセスで行うのか説明すること。

【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書関係】

- 燃料集合体落下時のCFD解析について、下部タイプレートによる影響として抗力係数が約10%増加するとしていることの詳細を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 ブローアウトパネル閉止装置の不具合の対応について
- ・ 補足説明（東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について）
- ・ V-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-180-2【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書に係る補足説明資料】
- ・ 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料 火災防護について